

※審査基準日が令和3年5月31日の場合

技術職員名簿

技術職員名簿に初めて記載する者に○を付けてください。

満年齢が上がるのは誕生日の前日であることから、35年目の誕生日が審査基準日の2日後以降の者が若年者となります。

経過措置の終了により、審査基準日が令和3年7月以降の申請からは、解体工事の経過措置コード(「11C」や「21D」などのアルファベットD)は使えませんので注意してください。

監理技術者資格者証を持っている場合のみ記入してください(持っていない者は空欄)。

通番	新規掲載者	氏名	生年月日	審査基準日現在の満年齢	項番			業種コード	有資格区分コード	講習受講	業種コード	有資格区分コード	講習受講	監理技術者資格者証交付番号	CPD単位取得数					
					8	1	0													
1	○	宮崎 建太郎	昭和62年1月2日	34	8	2	0	1	1	1	3	1	2	9	1	1	C	1	123456789	(1) 22
2	○	宮崎 建次郎	昭和59年1月3日	37	8	2	0	1	2	1	4	2	2	9	2	1	D	2		(2) 24
3		宮崎 建三郎	昭和63年1月2日	33	8	2	0	2	1	3	7	1							567567567	24
4		都城 建四郎	昭和59年1月1日	37	8	2	0	2	1	3	7	1							543254321	30
5		小林 建五郎	昭和57年12月31日	38	8	2	0	1	2	1	4	2	0	5	2	1	4	2		(3) 24
6		高岡 建六郎	昭和31年1月5日	65	8	2	0	1	2	1	4	2	0	2	2	2	1	2		(4) 24
7		西都 建七郎	昭和30年1月6日	66	8	2	0	1	0	0	1	2	0	2	1	3	7	1	987654321	24
8		高鍋 建八郎	昭和29年1月7日	67	8	2	0	2	0	0	2	2	0	5	0	0	2	2		
9	○	日向 建九郎	昭和28年1月8日	68	8	2	0	2	0	0	2	2								
10					8	2														
11					8	2														
12																				
13					8	2														
14					8	2														

できるだけ、「社会保険標準報酬決定通知書」の記載順に記入してください。

この3つの項目で1組です。この左側3項目は、すべての技術者について記入が必要です。

この右側3項目は、2業種記入する技術者のみ記入してください。

1つの資格から2業種選択は可。

複数の業種に対応している資格は、受審している業種から選択してください。

受審していない業種に対応する資格コードは記載しないでください。

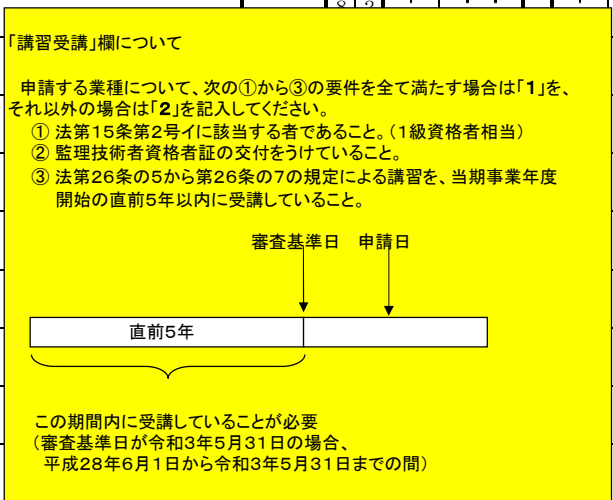
※注意！！
CPD単位の算出の仕方は次頁を参照。

- 【業種コード】
- 01 土木一式
 - 02 建築一式
 - 03 大工
 - 04 左官
 - 05 とび・土工・コンクリート
 - 06 石
 - 07 屋根
 - 08 電気
 - 09 管
 - 10 タイル・れんが・ブロック
 - 11 鋼構造物
 - 12 鉄筋
 - 13 舗装
 - 14 しゅんせつ
 - 15 板金
 - 16 ガラス
 - 17 塗装
 - 18 防水
 - 19 内装仕上
 - 20 機械器具設置
 - 21 熱絶縁
 - 22 電気通信
 - 23 造園
 - 24 さく井
 - 25 建具
 - 26 水道施設
 - 27 消防施設
 - 28 清掃施設
 - 29 解体

技術職員1人につき2業種のみ申請可能。ただし、同じ業種を担当する資格を複数持っている場合は、有資格区分コード表を参照の上、1番点数の高い資格を選択してください。

2業種の考え方

- ・1資格から2業種選択でもOK
例: 土木施工管理技士 → 土木一式・とび土工
- この場合、同じ有資格区分コードを2箇所に記入
- ・2資格から1業種ずつでもOK
例: 土木施工管理技士・建築施工管理技士 → 土木一式・建築一式



【 CPD単位の算出の仕方 】

技術者が取得したCPD単位 = CPD認定団体によって修得を認定された単位数 ÷ 下記(A)の数値 × 30
(1人当たり30単位が上限)

【注意点！】

1. 審査基準日以前1年間に取得したCPDの単位数を評価の対象とする。
2. 計算の結果、30を越える場合は、30とする。(1人当たり30単位が上限)
3. 計算の結果、小数点以下の端数がある場合は、切り捨てる。
4. 1人の技術者につき、2以上のCPD認定団体によって単位の修得が認定されている場合は、いずれか1つのCPD認定団体において修得を認定された単位をもとにCPD単位取得数を算出する。

CPD認定団体

CPD認定団体	修得を認定された単位数を除く数値(A)
公益社団法人空気調和・衛生工学会	50
一般財団法人建設業振興基金	12
一般社団法人建設コンサルタンツ協会	50
一般社団法人交通工学研究会	50
公益社団法人地盤工学会	50
公益社団法人森林・自然環境技術者教育研究センター	20
公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会	50
一般社団法人全国測量設計業協会連合会	20
一般社団法人全国土木施工管理技士会連合会	20
一般社団法人全日本建設技術協会	25
土質・地質技術者生涯学習協議会	50
公益社団法人土木学会	50
一般社団法人日本環境アセスメント協会	50
公益社団法人日本技士会	50

CPD認定団体	修得を認定された単位数を除く数値(A)
公益社団法人日本建築士会連合会	12
公益社団法人日本造園学会	50
公益社団法人日本都市計画学会	50
公益社団法人農業農村工学会	50
一般社団法人日本建築士事務所協会連合会	12
公益社団法人建築家協会	12
一般社団法人日本建設業連合会	12
一般社団法人日本建築学会	12
一般社団法人建築設備技術者協会	12
一般社団法人電気設備学会	12
一般社団法人日本設備設計事務所協会連合会	12
公益財団法人建築技術教育普及センター	12
一般社団法人日本建築構造技術者協会	12

(1) 【宮崎 建太郎】の場合

- ① CPD認定団体 : (一社)全国土木施工管理技士会連合会
- ② ①により審査基準日前1年間に修得を認定された単位数 : 15
- ③ ①の団体に設定された除する数値(上表参照) : 20
- ④ 算出の仕方

$$15 \div 20 \times 30 (\text{※30は既定値}) = \underline{2.2\text{単位}}$$
 (小数点切り捨て)

(3) 【都城 建四郎】の場合

- ① CPD認定団体 : (公社)日本建築士会連合会
- ② ①により審査基準日前1年間に修得を認定された単位数 : 20
- ③ ①の団体に設定された除する数値(上表参照) : 12
- ④ 算出の仕方

$$20 \div 12 \times 30 (\text{※30は既定値}) = 4.9\text{単位}$$
 → 1人当たり30単位が上限のため、3.0単位

(2) 【宮崎 建三郎】の場合

- ① CPD認定団体 : (一社)建設業振興基金
- ② ①により審査基準日前1年間に修得を認定された単位数 : 10
- ③ ①の団体に設定された除する数値(上表参照) : 12
- ④ 算出の仕方

$$10 \div 12 \times 30 (\text{※30は既定値}) = \underline{2.4\text{単位}}$$
 (小数点切り捨て)

(4) 【西都 建七郎】の場合

- ① CPD認定団体 : (一社)全日本建設技術協会
- ② ①により審査基準日前1年間に修得を認定された単位数 : 20
- ③ ①の団体に設定された除する数値(上表参照) : 25
- ④ 算出の仕方

$$20 \div 25 \times 30 (\text{※30は既定値}) = \underline{2.4\text{単位}}$$